

シニア向け情報

シルバー人材センター からのお知らせ

- **カート整理等作業会員募集**
カートの整理等作業のできる60歳以上の方を募集しています。
- **消毒作業会員募集**
庭木の消毒作業のできる60歳以上の方を募集しています。
- **新規入会説明会**
とき 1月8・22日(水)
午前10時から1時間程度
- ところ** 総合福祉センター1号館
高齢者生きがい活動センター内2

階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上で町内在住の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

デイサービスを利用してみませんか

あけましておめでとうございます。まだまだ寒い季節が続きますが、新年を迎えて気持ち新たに、楽しいことを始めてみませんか。

デイサービスセンターでは、ご自宅までの送迎、健康チェック、入浴、食事など一日が快適に過ごせるようお手伝いをします。大正琴や、ハーモニカの演奏会、民舞やお抹茶の会、誕生日会など一年を通してさまざまなレクリエーション、季節のイベントをご用意しています。

また、普段介護されているご家族の負担を軽減することも目的の一つであり、皆さまがゆとりを持った生活ができるよう取り組んでいます。

利用日 月～金曜(祝日・年末)

年始を除く)

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問合せください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方
・要介護1・2・3
・要支援1・2

利用料
・自己負担金(介護度等により変わります)

・食料料費(1食500円)
・機能訓練等材料費(月額500円)

問合せ先 在宅老人デイサービスセンター
☎(443)0552



いっしょに楽しみましょう♪

LIJILIJIDAY

午後の空いた時間、昔話に花を咲かせたり、頭や身体を動かして、リフレッシュ。地域の方々の元気を応援します。参加された方にはスタンプカードをプレゼント。スタンプを集めると素敵な贈り物がありますよ。

とき 1月18日(土)午後2時～3時

ところ 愛の家グループホーム
おおはる(北間島宮西28)

参加費 無料(予約不要)
問合せ先 愛の家グループホーム
おおはる

☎(449)6013

高齢者インフルエンザ 予防接種

この予防接種は法律上の義務はないため、自らの意思で接種を希望する方のみ接種してください。

対象 本町に住民登録のある65歳以上の方および60歳以上65歳未満で特定疾患の方

接種回数 1回

接種期限 1月31日(金)

実施場所 大治町・津島市・愛

西市・弥富市・あま市・蟹江町・

飛鳥村の指定医療機関

接種料金 自己負担1200円

(指定医療機関での支払い)

※生活保護世帯の方は無料で接種できます。接種日の1週間前までに保健センターへ申請してください。

接種方法 町内の指定医療機関で接種をご希望の方は、事前に医療機関へ予約し、接種料金、本人確認書類(健康保険証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳など)を持参の上、接種期間内に接種してください。

町外の医療機関で接種をご希望の方は、1月21日(火)までに保健センターへお問合せください。

※60歳以上65歳未満で特定疾患の方は、疾病の程度を証明できるもの(身体障害者手帳等)を持参の上、接種前に保健センターへ申し込みが必要です。
申請・問合せ先 保健センター
健康館すこやかおおはる

☎(444)2714

砂子東部防災ふれあいセンターをご利用ください!

砂子東部防災ふれあいセンターは、町内在住の方は、誰でもご利用できます。

多目的ホールや和室があり、音響設備、給湯設備や卓球台(3台)は無料でお使いいただけます。

詳しくは町ホームページをご覧ください。企画課へお問合せください。

問合せ先 役場 企画課 内線126



多目的ホール(103.95㎡)

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。
※厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等が送付されます。



保険料の納付について

令和元年度の保険料額

月額 16,410円

「国民年金加入のお知らせ」に同封されている納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200
役場 住民課 内線121

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。